

令和 8 年 度

# 一般廃棄物処理実施計画

兵庫県 太子町

# 令和8年度 太子町一般廃棄物処理実施計画

## 1 計画の目的

本計画は、太子町域内から発生する一般廃棄物に関し、ごみについては排出源である住民や事業者によるその排出抑制や分別の徹底による再資源化を啓発普及して積極的な減量化を図り、やむなく排出されるごみについては適正に処理し、さらに、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することで生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

## 2 一般廃棄物処理の現況

### (1) 計画処理区域の概要

ごみ・生活排水の処理計画とも計画処理区域は、太子町の行政区域全域とする。

人 口	33,315 人
世帯数	14,335 世帯
面 積	22.61 km <sup>2</sup>

備考：人口・世帯数は外国人を含む。  
(令和7年4月1日時点)

### (2) 一般廃棄物の排出状況

#### ア ごみ

(令和6年度実績、単位：t)

普通ごみ	粗大ごみ	カン	ビン	ペット ボトル	プラスチック 製容器包装	紙製容器 包装	その他 資源ごみ	合計
7,551	729	24	123	38	131	63	7	8,666

備考：普通ごみには、特別管理（医療系）廃棄物・産業廃棄物・特殊ごみ・不法投棄ごみ等を含む。

その他資源ごみは、新聞、雑誌、段ボール、布、紙パックを指す。

#### イ 生活排水

(令和6年度実績、単位：kℓ)

区 分	生し尿	浄化槽汚泥	公共下水道	自家処理	計
人 口	388	377	32,345	0	33,110
世帯数	167	179	13,917	0	14,263
排出量	629	569	19,603	0	20,801

## 3 一般廃棄物の処理主体

### (1) ごみ

#### ア 収集運搬

##### ① 家庭系ごみ

揖龍保健衛生施設事務組合（構成市町：たつの市・太子町）の委託業者による。  
収集運搬（事務組合の委託業者一森興業（株）・（株）龍野衛生公社）  
一時多量ごみは、排出者が揖龍クリーンセンターに直接搬入する。

##### ② 事業系ごみ

全てのごみの収集運搬は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者又は排出者（事業者）の直接搬入とする。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧 （令和8年4月1日現在）

許可期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

許可番号	業者名	住所
2026-1	(株)タイヨー環境サービス	姫路市豊富町豊富 3171 番地
2026-2	(株)金田組	姫路市城東町 63 番地
2026-3	(株)イセダ商会	姫路市広畑区大町三丁目 38 番地
2026-4	森興業(株)	揖保郡太子町馬場 171 番地 1
2026-5	(株)ミツエ	たつの市新宮町佐野 288 番地
2026-6	野村産業	たつの市龍野町中井 679 番地 4
2026-7	西播環境整備(株)	姫路市広畑区蒲田一丁目 1516 番地 7
2026-8	(株)環境保全サービス	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番地の 17
2026-9	(株)龍野衛生公社	たつの市龍野町大道 2 番地 11
2026-10	(株)新生興業	姫路市飾磨区構 1111 番地
2026-11	日野物流(株)	揖保郡太子町福地 155 番地 1
2026-12	(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒 6 番地 3
2026-13	(有)エコ・マテリアル	姫路市飾磨区今在家 1113 番 5
2026-14	上野紙料(株)	姫路市飾磨区今在家字東荒新田 1073 番地 3
2026-15	マキウラ鋼業(株)	姫路市飾磨区英賀字東浜甲 1960 番地 5
2026-16	(有)クリーン&リサイクル AWAI	赤穂市加里屋字磯 1096 番地 31
2026-17	(株)西川組	揖保郡太子町東南 568 番地 4

許可期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

許可番号	業者名	住所
2025-1	(有)澤田紙業	姫路市西庄字町田甲 314 番地
2025-2	今井商店(有)	姫路市飾東町唐端新 73 番地 40
2025-3	(株)光商	姫路市飾磨区細江 1304 番地
2025-4	(株)徳原商店	姫路市岡田 92 番地の 1
2025-5	(株)ワイルド	宍粟市山崎町下町 419 番地 6
2025-6	(株)イボキン	たつの市揖保川町正條 379 番地
2025-7	(株)アイエフ	姫路市夢前町寺 1606 番地の 1
2025-8	(有)金田商店	高砂市竜山 2 丁目 3 番 24 号
2025-9	東芝ビジネスエキスパート(株)	揖保郡太子町鶴 300 番地
2025-10	合同会社エイコー産業	たつの市御津町岩見 1276 番地 2

#### イ 中間処理

一般廃棄物（ごみ）の中間処理は、土砂瓦礫及び処理できないごみを除いて、揖保保健衛生施設事務組合「揖保クリーンセンター」にて行う。

##### ① 普通ごみ

熔融処理し、熔融物は資源化する。

##### ② 大型（粗大）ごみ

リサイクルできる金属類及び破砕機で破砕できないもの並びに処理できない危険物等を取り除き、破砕機で破砕処理をした後に熔融処理し、熔融物は資源化する。

##### ③ カン

不純物を取り除き、磁力選別機で鉄及びアルミ缶に選別した後に圧縮減容し、再資源化のために業者に引き渡す。

##### ④ ビン

色分別作業後にリサイクル協会に資源化を委託する。

⑤ **ペットボトル**

不純物を取り除き、圧縮減容後にリサイクル協会に資源化を委託する。また、残りの一部は、再資源化のために業者に引き渡す。

⑥ **プラスチック製容器包装**

不純物を取り除き、圧縮減容後にリサイクル協会に資源化を委託する。

⑦ **紙製容器包装**

不純物を取り除き、再資源化のため業者に引き渡す。

⑧ **その他資源ごみ（新聞、雑誌、段ボール、布、紙パック）**

ストックヤードにて選別作業後に再資源化のため業者に引き渡す。

⑨ **金属類・小型家電製品**

直接搬入される普通ごみや大型ごみの日に収集してきたものから金属類を分別（小型の家電製品を除く）し、再資源化のため業者に引き渡す。小型家電製品については、大型ごみとして収集されたもの、直接搬入によるものから特定品目を抜きだし再資源化のため業者へ引き渡す。残りの品目については、可能な限り、金属類等を分解し資源化のため業者へ引き渡す。その他残渣については、破砕機で破砕処理をした後に熔融処理する。

⑩ **雑草ごみ**

雑草ごみについては、通年、国土交通省及び県土木等発注の除草作業等に係る草等の搬入時期が集中するため中播磨県民局管内（姫路市）の業者に再委託する。

⑪ **その他特殊ごみ**

管理者が搬入を認めた不法投棄ごみ等については、熔融処理し、熔融物は資源化する。

中間処理施設

施設名称：「揖龍クリーンセンター（通称：エコロ）」

所在地：たつの市揖西町前地 513 番地 1

竣工年月：平成 9 年 3 月（ストックヤード：平成 10 年 1 月竣工、平成 16 年 9 月増設）

○ごみ処理施設

処理方式：全連続高温熔融炉方式

処理能力：120 t / 24 h（60t / 24h × 2）

○粗大ごみ処理施設

施設内容（処理能力）：二軸破砕機（33t / 5h）

○空缶処理設備（11.6 t / 5h）

○空瓶貯留設備（105 m<sup>3</sup>）

施設面積：810 m<sup>2</sup>

ウ 最終処分

① 揖龍クリーンセンターでの処理対象物

熔融物は有価物として売却できるので最終処分の必要はないが、公害防止設備において集塵した排気ガス中の飛灰は、薬剤処理した後に大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場で埋立処分する。

② 土砂・瓦礫類

各自治会の溝掃除又は家庭から排出される土砂・瓦礫類の廃棄物は、上太田瓦礫処分場で埋立処分する。なお、管理については委託とする。また、大阪湾フェニックス計画（平成 13 年度～令和 14 年度で太子町枠 27, 410 m<sup>3</sup>）に基づき、予算に応じて、上太田瓦礫処分場の土砂・瓦礫類の廃棄物を大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場へ搬出する。

最終処分施設

施設名 : 太子町上太田瓦礫処分場  
所在地 : 兵庫県揖保郡太子町上太田 12 番地外  
敷地面積 : 7,286 m<sup>2</sup>  
埋立容量 : 36,875 m<sup>3</sup> 残余容量 : 15,309m<sup>3</sup> (令和8年 2 月末時点)

(2) し尿・浄化槽汚泥

生し尿と浄化槽汚泥の処理については、揖龍保健衛生施設事務組合（構成市町：たつの市、太子町）において実施する。詳細は、事務組合の「一般廃棄物（し尿）処理実施計画」による。なお、太子町に係る概要は次のとおりである。

ア 収集運搬（事務組合：委託・許可）

収集運搬は全量を事務組合の委託業者又は許可業者により行う。

① 生し尿

委託業者：(株)龍野衛生公社 たつの市龍野町大道 2-11

② 浄化槽汚泥

許可業者：(株)龍野衛生公社 たつの市龍野町大道 2-11  
：西播環境整備(株) 姫路市広畑区蒲田 1 丁目 1516-7

イ 中間処理（事務組合：直営）

生し尿及び浄化槽汚泥ともに、事務組合直営によるし尿処理施設（揖龍衛生処理場）にて全量処理する。なお、処理水はたつの市公共下水道に排水する。

① 中間処理施設

施設名称：揖龍保健衛生施設事務組合「揖龍衛生処理場」  
所在地：たつの市揖西町佐江 110-1  
竣工年月：昭和 57 年 3 月  
処理方式：前処理したのち下水道排水（放流）  
\*基本方式：低希釈二段活性汚泥処理+高度処理  
処理能力：29 kℓ/日（し尿+汚泥）（下水道流入基準）

ウ 最終処分（事務組合：直営）

施設の処理過程より生ずる残渣のうち、最終処分となる残渣類（し渣等）は、事務組合運営によるごみ処理施設において熔融処分とする。また、処理水はたつの市の公共下水道に排水する。

① 残渣処分先

施設名称：揖龍保健衛生施設事務組合「揖龍クリーンセンター」  
所在地：たつの市揖西町前地 513-1  
竣工年月：平成 9 年 4 月  
処理方式：全連続高温熔融方式（粗大ごみ処理施設併設）  
処理能力：ごみ熔融施設 120t/24h（粗大ごみ施設 33t/5h）

② 処理水

下水道排水量：最大日量 157 m<sup>3</sup>/日（公共下水道届出値）  
（処理水排出先）  
下水道排水：たつの市揖西町清水地先 たつの市公共下水道入孔

## 4 一般廃棄物（ごみ）処理計画

(1) ごみの排出抑制・減量化・再資源化の促進

ア 分別収集の徹底

家庭から出るごみの分別の指導とその徹底を図るとともに容器包装リサイクル法の普及推進に努める。

① 適正処理困難物への対応

庁舎での拠点回収…水銀使用製品

販売店や専門処理業者での回収…毒物、劇薬、農機具、自動車、家電製品、廃鉱物油、タイヤ、消火器、太陽光パネルなど

イ ごみ減量化方策の推進

ごみ処理は揖龍クリーンセンターにて行われ、処理費用は各市町の搬入実績割合で算出されるので、広報等を通じてあらゆる機会にごみ減量化の呼び掛けを行い、町民に協力をお願いする。また、揖龍クリーンセンターの施設見学を広く受け入れ、説明の中で、ごみにしない工夫をPRし、ごみとして出すときには分別することを願う。

① 減量化方策

a 発生抑制（ごみとなる商品包装袋を買わない、もらわない。物を大切に使い、ごみにならないようにする等。）

買い物袋持参運動、修理会、スリム・リサイクル店、不用品登録制度等。

b 排出抑制（ごみとして、排出させない）

自家処理の推進…コンポスト、農地還元

食品ロス削減…フードドライブ、3010 運動（宴会時の食べ残し削減）の推奨、地域ごはん食事業・早寝早起き朝ごはん教室での啓発、市民リーダーの養成（消費者協会員）

c 再資源化（ごみを資源として回収）

集団回収の推進…資源ごみ集団回収運動奨励金の支給

分別収集の推進…容器包装リサイクル法等

リサイクル社会の推進…再生商品使用運動

廃食用油回収の推進…廃油をコツコツ回収しよう運動

使用済小型充電式電池の回収…ニカド・ニッケル・リチウムイオン電池の庁舎での拠点回収

携帯電話・スマートフォンの回収…庁舎での拠点回収

利便性のあるリサイクルルートの作成…リネットジャパンとの提携による家電リサイクル法対象品目・小型電子機器の宅配回収

ウ 事業系ごみの分別指導の徹底

分別マナーを指導し、資源ごみの再利用及び減量化方策を検討させる。

(2) 再資源化の方向及び量

各団体で行われている資源ごみ集団回収運動を奨励している。普通ごみ、大型（粗大）ごみとして受け入れた廃棄物も、クリーンセンター内で分別できる物は分別し、再資源化する。溶融物は、スラグ・メタルに選別し、全量資源化する。なお、容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック容器包装の分別収集を平成 14 年度より、紙製容器包装の分別収集を平成 16 年度より実施しているが、住民に対する分別排出の徹底による再資源化を普及啓発するとともに積極的なごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでいく。

(3) 要処理量

ア 計画処理区域

太子町の行政区域全域を計画処理区域とする。

- イ 計画処理区域内の推定要処理量  
一般廃棄物（ごみ）の推定排出状況の全量を要処理量として予定する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集区域の範囲

家庭系：委託収集 太子町内全域

揖龍保健衛生施設事務組合による委託収集

事業系：許可業者 太子町内全域

イ 収集区分・回数・収集方法

収集区分	ごみの種類	回数	収集方法
事務組合の委託業者	普通ごみ	週 2 回	ステーション方式
	空き缶	月 2 回	ステーション方式
	空きビン	月 2 回	ステーション方式
	大型（粗大）ごみ	月 1 回	ステーション方式
	ペットボトル	月 2 回	ステーション方式
	プラスチック製容器包装	週 1 回	ステーション方式
	紙パック	月 2 回	ステーション方式
	紙製容器包装	月 2 回	ステーション方式
許可業者	事業系ごみ	随 時	個別又は巡回収集

※なお、ごみの種類・回数・収集方法の詳細は、「家庭ごみ収集カレンダー」による。

ウ 収集・運搬許可の適正化

ごみ排出量と収集運搬許可業者の処理能力を比較すると業者の処理能力が上回っている。今後の許可については、ごみ排出量の推移を考慮し、過去 2 年間の収集運搬実績によっては、次回の更新許可はできない場合がある。また、現状を鑑み、新規事業者による収集運搬許可は行わない。

(5) 中間処理計画

一般廃棄物（ごみ）の中間処理は、揖龍クリーンセンターで行う。計画処理区域内における排出量は、一般廃棄物処理基本計画（令和 7 年 3 月策定）に基づき次のとおりとする。ごみの受入れ基準等は、揖龍保健衛生施設事務組合廃棄物（ごみ）の処理に関する条例（平成 8 年条例第 2 号）、同条例施行規則（平成 9 年規則第 1 号）及び揖龍クリーンセンター（エコロ）廃棄物搬入の手引きによる。

（令和 8 年度処理量見込、単位：t）

区分	普通ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	その他資源ごみ	合計
処理量	7,498	563	310	6	8,377

(6) 最終処分計画

ア 揖龍クリーンセンター処理廃棄物

① 最終処分対象物

排気ガス処理設備のバグフィルターで集塵した飛灰を薬剤処理したもの。

② 最終処分量

熔融処理したごみ 1 トン当たり約 3～4%（薬剤処理後）

③ 最終処分先

大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場で埋立処分する。

④ 排水処理

基本的には、クローズドシステムとし、揖龍クリーンセンター内で使用した水は処理後、排気ガスの冷却等に使用する。ただし、設備点検修理時の生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理後、古子川に放流する。

イ 土砂・瓦礫類

① 処分対象 各自治会の溝掃除又は家庭から排出される土砂・瓦礫類

② 埋立処分量 250t/年

③ 搬入先 上太田瓦礫処分場

④ 最終処分先

大阪湾フェニックス計画（平成13年度～令和14年度で太子町枠27,410 m<sup>3</sup>）に基づき、予算に応じて土砂・瓦礫類の廃棄物を上太田瓦礫処分場から大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖処分場へ姫路基地経由で搬出する。

## 5 生活排水処理計画

太子町の生活排水処理計画は、揖保川流域関連公共下水道及び地域し尿処理施設整備事業により計画的に整備する。なお、詳細については「生活排水処理基本計画」による。

(1) 公共下水道

本町は、流域下水道処理区域に大部分が該当するため揖保川流域の終末処理場で処理する。

(令和8年度見込)

処理人口	33,027人
水洗化人口	32,122人
普及率	99.95%
水洗化率	97.26%

事業認可区域の整備は、平成17年度末に概ね完了した。

(2) 合併処理浄化槽

事業区域内で地形等により、公共下水道へ接続が困難な場合及び事業区域外については、今後、合併処理浄化槽で対応する。

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生し尿と浄化槽汚泥の処理については、揖龍保健衛生施設事務組合（構成市町：たつの市・太子町）において実施する。詳細は、組合の「一般廃棄物（し尿）処理実施計画」による。なお、太子町に係る概要は次のとおりである。

ア し尿等の推定排出状況

(令和8年度排出量見込、単位：kl/年)

区分	生し尿	浄化槽汚泥	公共下水道	計
排出量	534.79	558.60	19,345	20438.39

イ 計画処理区域

前年度同様、太子町の行政区域全域を計画処理区域とする。

ウ 計画処理区域内の推定要処理量

生し尿・浄化槽汚泥の推定排出状況の全量を要処理量として予定する。

エ 収集運搬計画（事務組合：委託・許可）

① 収集体制

一般廃棄物処理業者に全量を処理させる。

② 収集回数

生し尿：各地区の収集は1回/1ヵ月を原則とするが、事情のある場合は申込により収集する。

浄化槽汚泥：浄化槽法の規定により、概ね年1回以上。

③ 収集運搬計画

区分	要収集運搬量		1日当り収集量		1日当り収集能力	
	収集量 (kℓ)	世帯数 (戸)	収集量 (kℓ)	件数 (件)	収集量 (kℓ)	件数 (件)
生し尿	534.79	165	2.11	4	6.60	17
浄化槽汚泥	558.60	193	2.20	1	9.00	3

備考：年間計画受入日数は253日とし、収集能力は実稼働能力とする。

(4) 中間処理計画（事務組合：直営）

生し尿及び浄化槽汚泥ともに、事務組合直営によるし尿処理施設「揖龍衛生処理場」にて処理する。

ア 最終処分計画

最終処分となる残渣類（し渣等）は、事務組合運営での熔融処分とする。

処理施設：揖龍保健衛生施設事務組合「揖龍クリーンセンター」